



日の出とともに 新年の祝い打ち！

1月1日、一松海岸で怒涛いなさ太鼓による新年を祝う太鼓の初打ちが行われました。海岸には初日の出を見ようと、大勢の人たちが来られ大変な賑わいを見せていました。段々と空は明るくなり、太鼓の力強い音と共に太陽が顔を見せると、大きな歓声と拍手が起こり、輝かしい新年の始まりをみんなで祝っていました。

主な内容

忘れずに 確定申告！	2～ 6P
お知らせ 裁判員制度の説明会開催	7～ 9P
村のニュース 新成人を祝う式典開催	10～11P
ひろば ぼくのゆめ・わたしのゆめ	12～13P
健康だいいち 2月の保健センター事業	14～15P
生涯学習情報 因幡晃アコースティックコンサート	16～17P

人口と世帯

■人口

男 7,480人(+5)
女 7,559人(-14)
転入29人 転出34人
出生 5人 死亡 9人
計 15,039人(-9)

■世帯数

5,382戸(+7)

1月1日現在・（ ）内は先月比

忘れずに 確定申告！

今年も所得税・住民税の申告時期となりました。役場での申告書の受付及び申告相談は次のとおり行ないます。

○申告受付期間

・還付申告

2月18日（月）～2月20日（水）

・すべての申告

2月21日（木）～3月17日（月）

※土、日曜日は申告受付を行ないません。また、地区分けも行ないません。

※2月24日の日曜窓口開庁時の申告の受付は行ないませんのでご承知ください。

○申告受付時間

午前9時～正午、午後1時～4時

○申告受付会場

総合福祉センター2階（役場西側）

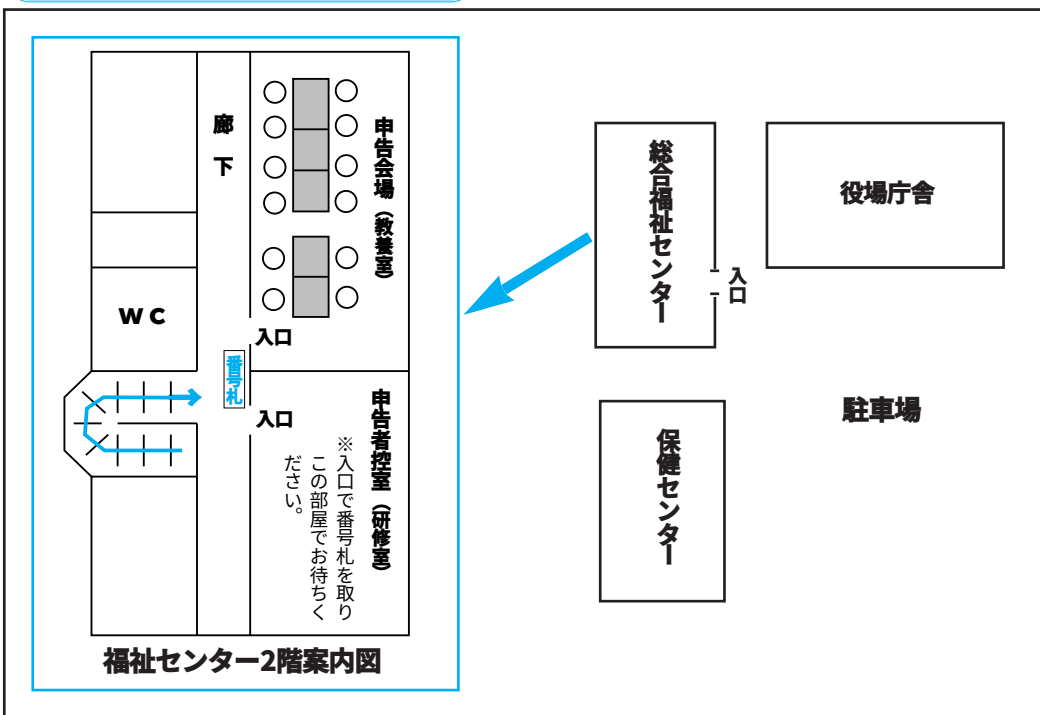
○手順

①階段を上り待合室前の番号札（8時に用意します）をお取りください。

②番号をお呼びしますので、待合室でお待ちください。

※例年、申告期限（3月17日）が近づくと大変混雑しますので、早めに申告を済ませることをお勧めします。なお、申告期限後に役場で所得税の申告受付はできませんのでご注意ください。

○総合福祉センター案内図



税務署での 申告受付

申告受付

茂原税務署では、年末調整後の扶養者の訂正（例…年末調整後に出産など）や医療費控除、住宅借入金等特別控除等による確定申告であれば、すでに受付を行なっています。また、3月18日以降の確定申告は税務署で行ってください。（確定申告期間中を含み、土、日曜日、祝日の受付は行なっておりませんのでご注意ください）



なお、税務署で確定申告の必要はないといわれても住民税申告は必要な場合がありますので、そのような場合は役場税務課へお問い合わせください。

また、雑損控除や譲渡所得（土地や建物などの不動産、ゴルフ会員権などの譲渡）の申告をされる場合は、特別措置法の選択など内容が複雑になりますので茂原税務署で申告相談、受付をお勧めします。本村で申告する場合は、必ず事前に税務署で納税相談を行ってください。本村では特別措置法のすべてを説明することは困難で

すので申告受付をお断りする場合があります。

確定申告の種類

確定申告は、大きく分けると2種類あります。

○所得税を納める申告

必ず確定申告をしなければなりません。確定申告をしなかった場合は、所得税だけではなく加算税等が課せられることとなります。

○納めた所得税を返して もらうための申告（還付申告）

確定申告の義務はありませんが、所得税を納めすぎても確定申告しなければ、返金されることはありません。

また、所得税を納税していなければいくら所得控除や税額控除の額があっても還付金はありません。※確定申告の際に「口座振替または口座振込」を希望される人は、申告者名義の預金口座番号を確認できるものと金融機関届出印を持参してください。（すでに申し込みを行なっている人で口座を変更したい場合を含む。）

確定申告をしなければ いけない人もしくは することが出来る人

・次に該当する人

- 農業や個人営業等の事業所得やアパートの経営や地代などの不動産所得、土地や建物、株式等の金融商品などの譲渡所得のある人
- 個人年金等の雑所得や一時所得配当所得などのある人
- サラリーマンなどの給与所得者で次に該当する人
- ①給与所得が2千万円を超える人
- ②年末調整を行っていない人
- ※平成19年中に退職し、その後就職しなかった人も含まれます。
- ③給与等の支払を2力所以上から受けている人
- ※すべての給与等を含んで年末調整を行っていない場合は不要です。
- 年金受給者で次に該当する人
- ①年金額が108万円以上65歳以上は158万円以上の人で「平成19年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を社会保険庁に提出していない人や誤って記入したものを出した人
- ②年金から所得税が源泉徴収されている人
- ③2力所以上から年金を受給して

いる人

- 医療費控除や雑損控除または寄附金控除などを受ける人
- 住宅借入金等特別控除を受ける人（年末調整で控除していない人）
- 租税特別措置法の適用を受ける人
- ※上記に該当する人が平成19年中に死亡している場合も確定申告の必要があります。詳しくは、茂原税務署へお問い合わせください。

住民税申告の 必要な人

- ・平成20年1月1日現在で長生村に居住し、次に該当する人
- 確定申告の要件に該当する人で所得税の納付または還付に該当しない人
- 扶養控除範囲内の収入しかなかった人で家族等の扶養者になっていない人
- 扶養控除範囲内の収入しかなかった人で扶養している人が、平成20年1月1日現在で村外に居住している人
- 障害年金や遺族年金を受給している人
- ※障害年金や遺族年金は、年間の受給額が社会保険庁から役場に通

知されません。所得税、住民税は非課税ですが、申告されない場合、未申告扱いとなります。

○年末調整はしているが、勤務先が給与支払報告書を役場に提出しない人

※上記に該当する人で平成20年1月2日以降に長生村に転入された人は、旧住所地の市区町村で申告しなければなりません。また、他市区町村に転出された人は、長生村で申告しなければなりませんので、ご家族などに該当する人がいる場合は連絡をしてください。

※申告しない場合は未申告扱いとなり、国民年金、保育所入所及び児童手当の申請や税関係の証明書の発行や国民健康保険税の算定などにおいて不利な扱いを受ける場合があります。

※家族の扶養になつていない場合でも社会保険等の加入において、非課税証明書ではなく所得の証明書の添付が必要な場合がありますので、扶養者の勤務先に問い合わせる必要な人は申告をしてください。

※確定申告、年末調整で扶養控除対象者となっている人でも、確定申告書の扶養者欄および給与支払報告書に被扶養者の氏名の記載がない場合は、未申告扱いとなることもあります。

申告に必要なもの

○印鑑（認印でかまいませんが必ず必要です）

○所得を証明する書類

①給与所得や年金所得の源泉徴収票（コピー不可）

②農業や営業等の事業所得および不動産所得等の収支内訳書（決算書）

③不動産の譲渡所得に係る契約書、領収書等の関係書類

④株式等の譲渡所得に係る証明書（コピー不可）

⑤上記以外の収入の証明書（コピー不可）

⑥その他各種控除に必要な書類

主な所得控除

○医療費控除

○1月1日から12月31日までの1年間に支払った医療費が対象となります。

領収書またはレシートの原本が必要で、（購入品名の記載のないレシートは、購入した品名を記載

してください。記載のない場合は、原則として対象外）

●医療費控除額

・**総所得金額等が200万円以上**

1年間に支払った医療費から保険などにより補てんされる金額と10万円を引いた額になります。

・**総所得金額等が200万円未満**

1年間に支払った医療費から保険などにより補てんされる金額と総所得金額×5%を引いた額になります。

※控除額の上限は200万円までです。

●医療費の範囲

次のうち、その症状その他一定の状況に応じて、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額です。

①医師や歯科医師による診療費や治療費

②治療や療養に必要な医薬品の購入費

※疾病予防または健康増進のための医薬品（特定保健用食品など）は対象外です。

③あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師による治療を受けるための施術費

●医療費に含まれるもの

次のような費用で診療等を受けるための直接必要な費用です。

①電車・バス等公共機関による通院費（自家用車のガソリン代等は対象外）

②入院の部屋代（必要最低限で個室費用等は対象外）や食事代

③医療用器具等の購入代や賃借料で通常必要なもの

④義手、義足、松葉つえ、補聴器、義歯などの購入費

⑤傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりであり、その傷病について医師による治療を継続して行なう必要があるとして医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付がある場合のおむつ代

※おむつ代の医療費控除を受ける2年目以降の場合は、「主治医意見書の写し」または「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類（福祉課で発行）」が必要です。

⑥介護老人保健施設の利用料（施設の発行する領収書に対象金額が記載されています）

●医療費に含まれないもの

①医師などへの謝礼

②住民検診や人間ドックなど健康診断の費用

※この健康診断の結果、疾病が発見され引き続き治療をした場合は、医療費に含まれます。

③美容整形の費用

④めがねの購入費

※医師による治療を要することが明確に記載された処方箋の添付があれば医療費に含まれます。

●保険などで補てんされる金額

- ① 社会保険などから支給される療養費、出産育児一時金または高額療養費など医療費の支出を給付事由として支給を受けるもの
- ② 損害保険や生命保険などの契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける医療保険金入院給付金など
- ③ 医療費の補てんを目的として支払われる損害賠償金

○社会保険料控除

国民年金保険料、国民年金基金掛金、国民健康保険税、介護保険料、任意継続に係る社会保険料、雇用保険料、会社等の運営する健康保険料および年金保険料などが該当します。

- ① 国民健康保険税、介護保険料（普通徴収）については、支払を確認できる書類（領収書や振替口座の通帳等）の提示が必要です。

※本村で申告を行なう場合は、確認できますので不要です。

- ② その他は支払を証明する書類（領収書等）の原本が必要で

※源泉徴収票に記載があれば領収

書や支払を証明する書類は不要です。

○生命保険料控除

保険会社等が発行する生命保険料（控除額の上限5万円）、個人年金保険料（控除額の上限5万円）の控除証明書の原本が必要です。

※源泉徴収票に記載があれば控除証明書は不要です。

※保険料等の金額が9千円以下の場合、内容の確認できる書類を提示してください。

○地震保険料控除

●地震保険料（控除額の上限5万円）

居住用の家屋および生活に必要な家具などが地震またはそれに起因する災害で被害を受けたときに、保険金等が支払われる損害保険料です。

●旧長期損害保険料

（控除額の上限15千円）
保険期間が10年以上で満期返戻金がある損害保険料のうち、平成18年12月31日以前に契約し、同日以前に保険期間の開始したものが対象となります。

地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある場合、控除額の限度額は5万円です。また、保険会社等が発行する地震保険料および長

期損害保険料控除証明書の原本が必要で

※源泉徴収票に記載があれば控除証明書は不要です。

○住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用して、住宅用家屋を新築または購入もしくは増改築し、次に該当するときは、住宅借入金等特別控除として所得税が差引かれます。

●共通事項

- ・ 取得後6カ月以内に入居し、12月31日現在で引き続き居住していること
- ・ 合計所得金額が3千万円以下であること
- ・ 金融機関や公庫などの住宅ローンを利用し、その返済期間が10年以上の分割返済であること
- ・ 法務局で不動産登記されていること

- ・ 家屋の床面積（登記面積）が50㎡以上でその2分の1以上が居住用であるもの

- ・ 耐火建築の場合は取得の日以前25年以内、それ以外は取得の日以前20年以内に建築されていること

（既存）

・ 建築基準法施行令に定める耐震基準に適合するものであること（既存）

・ 生計を同一とする親族から購入したものでないこと（既存）

・ 建築確認済もしくは検査済または建築士が住宅借入金等特別控除に該当する増改築工事であることを証明できること（増改築）

●必要書類

- ① 「登記事項証明書」
- ② 「工事請負契約書の写し」 または「売買契約書の写し」
- ③ 金融機関から発行された「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

※上記①②③については、住宅分と共に敷地に係る控除を受ける場合、敷地分の書類も必要となります。

- ④ 平成20年1月4日以降に発行された家屋の所有者の「住民票」
- ⑤ 「耐震基準適合証明書」または「住宅性能評価書の写し」（既存）
- ⑥ 「建築確認済証の写し」もしくは「検査済証の写し」または建築士が住宅借入金等特別控除に該当する工事であることを証明する「増改築等工事証明書」（増改築）
- ⑦ 控除を受ける金額の計算書
- ⑧ 税務署から発行された住宅借入金等特別控除の証明書（緑色で対象年数分発行されています）

※⑧の書類がある場合は、③以外

の書類は必要ありません。

平成18年12月31日までに上記項目に該当する住宅を取得した人で、住宅借入金等特別控除を受けている場合、平成20年の所得税率及び住民税率の改定に伴い、特別控除税額が減少した場合には減少分を住民税から控除する申告を行なうことができます。

◇申告期間

2月18日（月）～3月17日（月）

●確定申告をする人

確定申告書を提出する際に「住宅借入金等特別税額控除申告書」（緑色の用紙）を併せて提出してください。用紙は、茂原税務署、役場税務課窓口および役場申告会場に用意してあります。

●年末調整で住宅借入金等特別控除を受けた人

特別控除を受けた人

確定申告の必要はありませんが、「住宅借入金等特別税額控除申告書」（茶色の用紙）を役場税務課に提出する必要があります。用紙は、役場税務課窓口に用意してありますので必ず申告をお願いします。申告されない場合は、対象となりませんのでご注意ください。

※次の様に、計算で求められた特別控除の限度額から平成19年の所得税額を差引いた額が、住民税から差引かれるわけではありません。

●住宅借入金等特別控除モデルケース

平成19年の所得税額	平成18年の税率で計算した所得税額	計算で求められた特別控除の限度額	平成19年の所得税額から差引かれる特別控除額	平成20年度の住民税所得割額から控除される最高額
10万円	15万円	20万円	10万円	5万円
10万円	15万円	15万円	10万円	5万円
10万円	15万円	12万円	10万円	2万円
10万円	15万円	10万円	10万円	0円
10万円	15万円	5万円	5万円	0円
0円	0円	5万円	0円	0円

のでご注意ください。
※住民税所得割からの控除となりますので、住民税均等割は課税されません。

雑損控除

災害または盗難などによって、住宅や家財などの資産に損害を受けた場合は雑損控除の対象となります。詳しくは、茂原税務署へお問い合わせください。

◇問い合わせ

茂原税務署 ☎（22） 2166
役場税務課 ☎（32） 2113

障害者控除対象者 認定書の交付について

身体障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の人で「身体障害者に準ずる」と認定された場合は、所得税・住民税の障害者控除や障害者扶養控除の対象となります。

詳しくは、健康推進課 ☎（32） 6810へお問い合わせください。

農業所得者のみなさんへ

税務課では、今年も「簡単・便利なちようめん（100円）」を作成しました。税務課窓口、申告受

付会場に用意してありますので、購入される場合は税務課職員に申し出てください。

平成19年度住民税の 税額変更について

平成19年に適用された所得税、住民税の税率改正の効力の関係で、次のすべてに該当する人は平成19年度住民税の税額が変更（旧法に定める税率で再計算）となりますので、**平成20年7月中**に役場税務課で申請を行ってください。

①19年度住民税所得割課税者であること
※均等割のみの課税者は対象となりません。

②19年所得税確定申告において所得税非課税であること
※住宅借入金等特別控除、配当控除、寄附金控除等の税額控除を差引く前の所得税額が対象となります。

③平成19年1月1日現在で長生村に居住し、長生村から課税されていること
※長生村以外から課税されている場合は、その課税している市区町村に申請してください。

◇問い合わせ

税務課 ☎（32） 2113

裁判員制度の

説明会を開催

平成21年5月から実施される「裁判員制度」についての説明会を次のとおり開催します。裁判員制度とは国民のみなさんに刑事裁判に参加していただき裁判官と一緒に有罪か無罪かを決めてもらう制度です。選挙権を有している人が対象となりますので、多くのみなさんに関連性のある内容です。実際に裁判官がわかりやすく説明しますので、どうぞお気軽にご参加ください。

◇とき 2月20日（水）午後1時～3時

◇ところ 長生村文化会館ホール

◇参加費 無料

◇主催 長生村自治会長会・長生村

◇問い合わせ 総務課

☎（32） 2111

控除対象者の

認定書を交付

身体障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の人で「身体障害者に準ずる」と認定された人については、所得税や住民税の障害者控除が受けられます。健康推進課介護保険係

☎（32） 6810へお問い合わせ

してください。

植木の講習会を

開催します

シルバー人材センターでは、植木の技術および知識のレベルアップを図り就業機会を確保する目的で講習会を実施します。ぜひお申し込みください。

◇とき 2月20日（水）・21日（木）・22日（金）午前9時～午後3時

◇ところ 福祉センターほか

◇対象者 55歳以上の人

◇持ち物 植木ばさみ

◇受講料 無料

◇申込み締め切り 2月15日（金）

◇申し込み シルバー人材センター事務局

☎（32） 6400

バナー広告を

募集します

村では、4月1日からホームページに掲載するバナー広告を募集します。

◇広告形態 縦60ピクセル、横150ピクセル（容量4KB以内）GIF形式

IF形式

◇募集内容 平成20年度掲載分（原則として年度単位で募集、ただし掲載枠に空きがある場合は随時）

◇掲載料 1広告枠につき月額5,000円

◇申込方法 長生村ホームページバナー広告掲載申込書に必要な書類を添えて総務課広報広聴係へ（役場2階）

◇申込締切 2月29日（金）（応募多数の場合は長生村バナー広告掲載要領により選定）

※掲載できる広告には一定の要件があります。くわしくは、長生村バナー広告掲載要領をご覧ください。

要領および申込書は村ホームページ（<http://www.vil.chosei.chiba.jp>）からダウンロードできます。

◇申し込み・問い合わせ 総務課広報広聴係

☎（32） 2111

医療費助成事業が

変更されます

平成20年4月1日から本村の重度心身障害者医療費助成に関する条例が一部改正されます。

◇改正内容

①入院時食費（食事療養費自己負担額）が2分の1補助になります。

②住民税所得割課税額が23万5千円以上の世帯（医療保険単位）は、補助対象額となります。（対象者には別途通知があります）

※詳しくは健康推進課までお問い合わせください。

◇問い合わせ 健康推進課障害支援係

☎（32） 6810

特別慰労品を

贈呈します

いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、外地等からの引揚者の「ご本人」に、あらためて慰藉の念を表すため、内閣総理大臣名の「特別慰労品」を贈呈しています。

過去に内閣総理大臣名の書状等を受けた人、書状等の請求をしなかった人も対象です。

請求書は、福祉課窓口においてあります。

◇問い合わせ 独立行政法人平和祈念事業特別基金

☎ 0120（234） 933

（月）金 午前9時15分～午後5時15分、土日休

◇ホームページ

<http://www.heiwa.go.jp>

臨時職員の登録を募集します

保育所の臨時職員の登録を募集します。

希望者は、福祉課へ申し込んでください。

◇募集する職種 保育士・調理員

◇年齢制限 45歳以下

◇問い合わせ 福祉課

☎ (32) 2112

モニターを募集します

募集します

経済産業省では、家庭で使用する灯油とプロパンガスの適正な流通と安定供給を確保するための調査として、平成20年度灯油及びプロパンガス消費実態調査モニターを募集します。

◇調査名 石油情報センター 灯油

プロパン消費者モニター(総務省承認統計調査)

◇募集数 10、000世帯

◇応募要件 灯油又はプロパン利用世帯

◇調査内容 月別の使用量・金額・

利用環境(家族人数等) など

◇調査期間 平成20年4月～平成21

年3月

◇謝礼 図書カード2、000円分

◇募集締切 2月15日(金) 必着

◇応募方法 ホームページ

<http://oil-info.ieej.or.jp/>または

「灯プロモニター希望」と明記の上、住所、氏名、電話番号、使用

している燃料 イ 灯油 ロ プ

ロパン ハ 灯油・プロパンを明

記しFAXで03(3534)7

422石油情報センターまで申し

込んでください

◇問い合わせ 石油情報センター

☎ 03(3534)7411

犬の飼い方を習ってみませんか

習ってみませんか

保健所では、動物による被害・危害を防止すると共に動物愛護精神の普及啓発を図り、人と動物の調和のとれた社会・環境づくりを目的とし、犬の正しい飼い方・しつけ方教室(実技講座)を開催します。

◇とき 3月1日(土) 午後0時

30分～午後4時

◇ところ 長生合同庁舎 駐車場

◇受講定員 20組(飼い犬同伴歓迎)

◇受講内容 犬の基本的なしつけ方

について 講師 財団法人千葉県

動物保護管理協会派遣訓練士等

◇受講料 2、000円(テキスト、

傷害保険料を含む)

◇申し込み方法 2月20日(水)ま

でに、長生保健所健康生活支援課

窓口または電話で申し込み(定員

となり次第締め切り)

◇飼い犬同伴条件

生後3カ月以上の犬で、登録及び

平成19年度狂犬病予防注射接種済

みであること。

飼い主が制御できないほど暴れた

り、他の犬に咬み付く犬は不可。

◇申し込み・問い合わせ

長生保健所健康生活支援課

☎ (22) 5167

シイタケ植菌の体験参加者を募集

体験参加者を募集

◇とき 2月17日(日) 午前10時

～正午(雨天決行)

◇ところ 長生合同庁舎

◇内容 シイタケ栽培に関する講習

と植菌体験(5本/1組)

※植菌した原木は持ち帰って栽培し

ていただきます。

◇募集人数 30人

◇参加費 1、700円/1組(原

木・種菌等材料費、保険代)

◇主催 千葉県長生農林振興センタ

ー・長生地域農林業振興協議会

◇申込み方法 代表者の住所・氏

名・電話番号及び参加人数を千葉

県長生農林振興センター振興普及

部改良普及課 ☎ (22) 1771

まで電話で申し込んでください

◇申し込み期間 2月4日(月)～

8日(金) 午前8時30分～午後5

時30分

◇問い合わせ 千葉県長生農林振興

センター振興普及部改良普及課

☎ (22) 1771

川づくりの委員会を傍聴してみませんか

千葉県では、地域のみなさんの意

見を反映した「川づくり」を行うた

め、学識経験者や住民代表、関係市

町村長などからなる「第7回南白亀

川流域委員会」を開催します。会場

では傍聴が可能ですのでこの機会に

足を運んでみませんか?

◇とき 3月10日(月) 午後1時

30分から

◇ところ 大網白里町保健文化セン

ター 3階ホール

◇テーマ 「川づくりに対するこれ

までの取組み」「南白亀川上流部

事業再評価」

◇問い合わせ

千葉県長生地域整備センター

調整課

☎ (24) 4524

ご成人おめでとうございます 成人式開催

1月13日、村文化会館において新成人を祝う式典が開催されました。

今年の新成人は169人。式典では、新成人を代表して田中祐也さんが「このような盛大な式典を挙行いただきましたことに心から感謝申し上げます。いくら大人の仲間入りをしたとはいえ、人はひとりでは生きていくことはできないと思います。これからも仲間を大切に、力を合わせて歩んでいきたいと思います」と謝辞を行いました。

式典終了後は、公民館にて成人式企画委員会による懇親会が行われました。懇親会には中学時代の恩師も招かれ、思い出話や近況報告など、いつまでも話が尽きない様子でした。



晴れ着姿も華やかに



代表謝辞を行った
田中祐也さん



村民憲章宣言を行った
若菜 陽さん



恩師と一緒に記念撮影

ライオンズクラブから寄贈されました

上総一宮ライオンズクラブから、村内の小中学校へ体育用品（逆上がり補助板など）や教室用備品（黒板ふきクリーナーなど）が寄贈されました。

これは子どもたちの健全育成と、学校教育環境の充実を目的として行われたものです。

12月18日に寄贈式が役場教育長室で行われ、上総一宮ライオンズクラブ会長の中川都弘氏から狩野教育長へ寄贈品の目録が手渡されました。



中川会長（左から2番目）から手渡されました

村のニュース

上手にできたかな？ 小学校で巻き寿司教室開催



自分で巻くというのは意外と難しいようです

1月17日、高根小学校で巻き寿司教室が行われました。これは地元の食文化にふれながら、米食に親しみ、食育の推進を図る事を目的として行われています。

更生保護女性会の指導のもと、児童のみなさんが一生懸命に巻き寿司を作っていました。巻き方にコツがあり少し難しそうですが、いろいろな具を使い巻いてみんな楽しそうでした。

最後は、自分たちで作った巻き寿司をとってもおいしそうに食べていました。

今年も地域の安全のために 消防出初式

茂原市民会館で行われる長生郡市消防団出初式に先立ち、第6支団（長生村）の出発式が1月12日に役場ロビーで行われました。

この日の出動団員数は89人。長谷川支団長から「昨年末の夜警はみなさんお疲れ様でした。今年も地域住民の生命と財産を守るために、消防活動への協力をお願いします」と訓辞を受けました。

その後、賞状の伝達を受け、消防出初式へと臨みました。



支団長から訓辞をうけている様子

おいしいお餅ができました 餅つき大会



きねの重さにちょっと苦労しました

12月26日、社会福祉法人長生会「だるまさん」で、毎年恒例となっている餅つき大会が行われました。

当日は、ボランティアサークルなのはな会のみなさんや、長生中学校生徒、そして入所しているご家族のみなさんも集まりました。

「ヨイショ！ヨイショ！」の掛け声と共に、きねとうすを使って順番に餅つきをしていました。

餅つき終了後は、つきたてのお餅をみんなで食べました。



ひろば



小倉 一行くん
八 積 小
3 年

ぼくは、おおきくなったら、オーケストラのしきしゃになりたいです。そして、かんきやくがいつせいに「ブラボー」と、言ってくれる、音楽にしたい。

ぼくのゆめ わたしのゆめ

私の夢は、病院のかんごふさんになることです。理由は、病気の人を見ていると心がいたくなるからです。だからかんごふさんになって、病気の人を助けてあげたいです。



町野 香澄さん
高 根 小
4 年

広域消防出初式で

37人が表彰されました

1月12日に茂原市民会館で広域市町村圏組合消防出初式が行われました。式では、本村で消防活動に功労のあつた37人と優秀部として第1分団第5部(信友)、優良部として第1分団第2部(七井土)が表彰されました。受賞者は次のとおりです。

○千葉県知事表彰精勲章

第2分団副分団長

古山 勝(小泉南)

○千葉県消防協会表彰功労章

第1分団分団長

長谷川 隆夫(金田)

○千葉県消防協会表彰精勲章

第2分団第5部部長

古山 一俊(小泉北)

第3分団第4部団員

遠山 吉明(大坪西部)

○防災対策監表彰

○管理者表彰功労章

第1分団第2部団員

丸 利幸(七井土)

第3分団第1部班長

片岡 誠司(北中瀬)

○長生支部長表彰功労章

第1分団第1部部長

赤十字救急法フェスタ2007で優秀賞を受賞

10月に行われた「赤十字救急法フェスタ2007」に長生村から長生村更生保護女性会より2組が参加して2組とも優秀賞を受賞しました。

この大会は、日本赤十字社千葉県支部などの主催により行われており、いざという時に活かせる一時救命処置や応急手当の知識と技術の向上、また子どもから大人まで広く救急法を普及し、事故防止の意識を高めることを目的として開催されているものです。

長生村更生保護女性会では平成14年からこの大会に参加しており、今回は救急法コンテスト「基本課題」に出場。練習の成果を発揮し今回の受賞となりました。



大会での様子

ミュージカル 「地震力ミナリ火事 オヤジ」開催

全国100以上の市区町村で上演されている、消防団と地域に誇りをつなぐ人々のつながりをテーマにしたミュージカルが公演されます。

◇と き 2月23日(土)

開場 午後6時

開演 午後6時30分

◇ところ 茂原市民会館

◇入場料

一般 3,000円

中高生 2,500円

◇内 容 少子高齢化、地域コミュニティが少しずつ希薄になり、団員確保が難しい中で活動する消防団への理解を深めてもらうために制作されたミュージカル

◇問い合わせ ふるさと応援団

応援団長 古内

☎ 090-3106-3155

ふるさと応援団事務局 横堀

☎ 080-1012-1048

○精勤章

長谷川周生(金田)
第1分団第2部部長
今井 徹(七井土)
第2分団第3部部長
藍 正和(曾根)
第2分団第4部部長
石川 和良(中之郷)
第3分団第2部部長
石井 勇(宮ノ台)
第3分団第5部部長
東間 清和(驚)

第2分団第1部部長
田中 義彦(大村)
第2分団第3部部長
佐藤 誠(市ヶ谷)
第2分団第4部部長
木島 克之(中之郷)
第2分団第5部部長
佐藤 寛之(小泉北部)
第3分団第1部部長
細谷 圭吾(高塚)
第3分団第2部部長
齊藤 邦明(宮ノ台)
第3分団第3部部長
御園 丈夫(城之内)
第3分団第4部部長
片岡 康洋(蟹道)
第3分団第5部部長
齊藤 剛(驚)
第3分団第5部部長
齊藤 善幸(驚)

○消防団長表彰

第1分団第5部部長

石川 剛志(信友)

第2分団第2部部長

千葉 陽介(南部)

第3分団第3部部長

裕川 雅典(城之内)

○県民センター所長内助功労表彰

第1分団第5部部長夫人

川嶋 美由貴(信友)

○消防団長内助功労表彰

第1分団第2部部長夫人

高仲 優子(七井土)

第1分団第2部部長夫人

阿井 深樹(七井土)

○優秀部

第1分団第5部(信友)

○優良部

第1分団第2部(七井土)

自主防災組織を考える

○自主防災組織って

どんな活動をするの？

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域のみなさんの意識と連帯感に基づいて結成される組織です。おもな活動としてはこんなことが考えられます。

●平常時

・自分たちの地域を災害から守るために必要な対策を考え、みんなでどんなことをするのか計画を立てます

●災害時

・出火防止や初期消火、救出救護への協力
・地域内の被害状況などの情報の収集、伝達
・集団避難の実施
・炊き出しや救援物資の配布に対する協力など

◇問い合わせ 総務課 ☎ 32-2111

村長日記 (20)

村政懇談会について

寒さの中にも早春の息吹が感じられる今日この頃ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、昨年の11月25日、村の中央公民館に於きまして岩沼自治会を対象とした村政懇談会を実施したところ、31人の方々がご参加くださりご質問やご要望をいただきました。内容は、合併に関するご意見、道路整備、児童遊園についてなどで大変貴重なご意見をお聞きすることが出来ました。

なお、村政懇談会は、ご希望があれば自治会や各種団体(おおむね20人以上)を対象といたしまして実施をさせていただきます。是非、村民皆様の貴重なご意見をお伺いし、村政に反映させていただきたいと考えていますので多数の申し込みをお待ちしております。

長生村長 石井俊雄



2月の保健センター事業

日	曜	事業予定	受付時間
1	金	健康相談・運動教室	9:00~11:30
4	月	おしゃべりひろば(0歳児専用)	9:30~11:30
6	水	ウォーキング教室	9:00~ 9:30
8	金	ママパパ教室	13:15~13:30
12	火	わんぱく教室(H17.9,10,11,12月生)	9:30~10:00
14	木	三歳児健診(H16.10,11,12月生)	13:00~14:00
15	金	転倒予防教室	9:30~10:00
16	土	ママパパ教室	9:15~ 9:30
18	月	おしゃべりひろば	9:30~11:30
19	火	三種混合	13:10~13:45
21	木	ママパパ教室・離乳食教室	9:15~ 9:30
25	月	おしゃべりひろば	9:30~11:30
26	火	ポリオ (BCG接種済の人)	13:10~13:30
		BCG	13:45~13:55
28	木	乳児健診(H19.2,7,10月生)	9:00~10:30

健康づくり 講演会を開催

「メタボリックシンドローム」について健康づくり講演会を開催します。さまざまな生活習慣病にかかりやすくなる状態が、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)です。ぜひ参加して、これらの健康づくりに役立ててみませんか。

◇とき 2月28日(木)
午後2時30分~4時

◇ところ 長生村保健センター
多目的ホール

◇内容 メタボリックシンドロームについて

◇講師 ちば県民保健予防財団総合健診センター副センター長 角南 祐子医師

◇申し込み期限 2月21日(木)

◇申し込み・問い合わせ 健康推進課健康指導係

☎(32) 6800

胃がん検診を 受けましょう

3月4日(火)より、保健センターにおいて胃がん検診を実施します。

問診票は2月下旬までに届

予防接種は お済みですか?

平成13年4月2日~平成14年4月1日生まれのすべてのお子さんは、麻しん・風しん予防接種第2期の対象となっています。(平成19年3月31日までに麻しんおよび風しん予防接種を受けた人も、この第2期の対象となります)まだお済みでない人は、平成20年3月31日までに接種を済ませようお願いします。

◇問い合わせ

健康推進課健康指導係

☎(32) 6800

◇問い合わせ

健康推進課健康指導係

☎(32) 6800

◇とき 3月4日(火)~
8日(土) 午前7時30分
~9時30分受付

きます。昨年受診した人には問診票が送付されますが、昨年受診していない人で申し込んでいない人は、保健センターまでお問い合わせください。早期発見、早期治療のためにも1年に1度は検診を受けましょう。

募 集

「元気です」は初めてのお誕生日を迎えるお子さんを紹介するコーナーです。保護者のご連絡をお待ちしております。(多数の場合抽選)

- 対象...平成19年3月生
- 申込期間...2月1日(金)~7日(木)
- 掲載予定...3月号
- 申込先

総務課 広報広聴係

☎ 32-2111

FAX 32-1194

るな 瑠菜ちゃん (小泉北部)



平成19年2月9日生
父・古谷智彦さん、母・恵美子さん
2人のお兄ちゃんと遊ぶのが好き。少し歩けるようになり、歩くのが楽しい毎日です。

めい 芽依ちゃん (驚)



平成19年2月6日生
父・中村 三男さん、母・英世さん
音楽が大好きで、曲が流れると体を動かしたりして、リズムを取りよく踊っています。

元
気
で
す

4月から健診の受け方が変わります！ がん検診は今までとおり



今月の担当は
丸山です

平成20年4月から、新しい健診制度「特定健康診査」が始まります。

対象となる人は、40歳から74歳でその年度を通じて医療保険加入者（健康保険組合、政府管掌保険組合、共済組合、市町村国民健康保険など）すべてです。

特定健康診査（特定健診）は医療保険者が義務を負うこととなります。

これまで、村の基本健診を受けていた人で長生村国民健康保険の人は、今までどおり村で特定健診を受けていただきます。長生村国民健康保険以外の方は、村で特定健診は受けられなくなります。

がん検診は今までとおり

で、今後は医療保険者からのお知らせなどにしたがって、健診を受けていただくようになります。ご注意ください。

また、これまで健診は、自分の健康を確認するためのものでしたが、さらに特定健診の対象となった人については、健診を受けていただくことが義務となります。自分の健康状態を把握して、日々の生活の見直しに活用していただく為にも対象となった人は必ず受診しましょう。

●健診が変わるようになったのはなぜ？

運動不足や食生活の変化などから、脳卒中や心臓病、糖尿病などが増えています。生活習慣病の発症には、内臓脂肪がたまりすぎる内臓脂肪型肥満が深く関係しており、

メタボリックシンドロームに着目した健診が行なわれるようになったからです。

●がん検診は今後どうなるの？

各種がん検診は、健康増進法で市町村が実施主体となりますので、今までどおりの検診体制で実施予定です。

検診の予定については、保健センターの行事予定表などで確認をお願いいたします。

保健センターの行事予定表は3月末ごろ、自治会加入者には自治会を通して配布します。

それ以外については、保健センターの窓口にありますのでご利用ください。



花粉症対策の食事

脂肪を控えビタミンA、B6、Cを補給しましょう

「立春」が過ぎると暦の上では春です。枯葉を落とした木々に、いつの間にか芽が吹き出しているのを目に

します。厳しい寒さもあと一息というこの季節になるとそろそろ気になるのが花粉症対策ではないでしょうか。

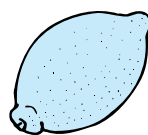


花粉症を完全に治すのは難しいですが、生活の改善でつらい症状を軽減することは可能です。食事は野菜をたくさんとることを中心に、いろいろな食品を献立に取り入れましょう。そして主食・主菜・副菜をそろえたバランスの良い食事を基本に次の3つのポイントを心がけましょう。

(1) 免疫機能を整えるビ

タミンB6（青背の魚やレバーなど）をとる。不足するとアレルギー症状が出やすくなります。

(2) かゆみなどのアレルギー症状を抑えるビタミンCをとる。抗酸化作用があるので欠かせない栄養分です。



(3) アレルギー反応を過敏にするたんぱく質をとり過ぎないようにする。とり過ぎると異物への反応が過敏になり、アレルギーが起こりやすくなります。

花粉の飛んでいる時期だけではなく、一年を通じて食事に気を遣うことが予防につながります。





学ぶ&楽しむ

ふわふわスポンジの ケーキ教室開催！

いちごのショートケーキとロールケーキ。

◇と き 2月24日（日）午前9時から正午まで

◇ところ 文化会館 調理実習室

◇講師 榎崎麻由美先生

◇対象 中学生～成人

◇参加費 600円（申込時に集金します）

◇募集人員 18人（定員になり次第締め切り）

◇受付 2月2日（土）から11日（月）（休館日を除く）中央公民館窓口で午前9時から午後5時まで

※電話での受付はしません。

◇問い合わせ

中央公民館 ☎ 32-3770



スポーツイベント

第17回長生村親子 綱引き大会を開催

親子のふれあいと地域の交流・親睦^{ぼく}を図るため、次のとおり綱引き大会を開催します。八積・高根・一松地区から予選を勝ち抜いた12チームが出場して熱戦を繰り広げますので、ぜひ応援においでください。

◇と き 2月17日（日）午前8時30分から

◇ところ 村体育館

◇主催 長生村青少年育成会

◇問い合わせ

文化会館 ☎ 32-5100

村民親善ゴルフ大会を 開催します

村体育協会ゴルフ部主催の村民親善ゴルフ大会を次のとおり開催します。

みなさんの参加をお待ちしています。

◇と き 3月6日（木）午前9時集合

◇ところ 房総カントリークラブ 西コース（乗用カート・セルフプレー）

◇参加費 3,000円（プレー費8,500円 食事・ワンドリンク付）

◇定員 10組（40人）定員になり次第締め切り

◇申し込み

文化会館 ☎ 32-5100

◇問い合わせ

高橋 ☎ 32-2426



イベント情報

第11回長生村ウォークラリー 大会参加者募集

ウォークラリーとは、コース図に従ってグループで歩きながら課題を解くゲームです。みなさんもウォークラリーに参加して長生村のすばらしさを家族や友達と再発見してみませんか。

◇と き 3月30日（日）

◇コース 八積小学校を中心とした約6km

◇集合 八積小学校 午前9時30分

◇参加条件 1グループ4～5人で構成すること

◇参加費 1人300円（当日ご持参ください）

◇持ち物 お弁当・水筒・筆記用具（必要に応じて雨具）・歩きやすい服装で参加してください

◇申込方法 グループ名・代表者の住所・氏名・年齢・電話番号・グループ全員の氏名・年齢を記入し文化会館の窓口またはFAXで3月9日（日）までに申し込んでください（申込書は文化会館窓口にあります）

◇主催 長生村青少年相談員連絡協議会

◇協力

長生村ジュニアリーダー

◇問い合わせ

文化会館 ☎ 32-5100

FAX 32-5199



プラネタリウム

団体予約制（10人以上）のみの上映となりますのでお電話でお問い合わせください。

団体以外の上映は、祝日のみとなります。

☆「冬の星座」

「宇宙どこまであるの？物語」

○一般上映を行います

2月11日（月）建国記念の日是一般の人を対象に上映いたします。

◇上映時間

午後1時30分・午後3時30分

◇問い合わせ

文化会館 ☎ 32-5100

公民館・体育館教室の 生徒募集について

平成20年度公民館・体育館教室の生徒募集は3月の広報でお知らせします。

生涯学習情報

図書室だより



今月の新刊

タイトル	著者名
日曜農園	松井 雪子
老いない、病気にならない、方法	白澤 卓二
ダイニング・アイ	東野 圭吾
本朝金瓶梅 お伊勢篇	林 真理子
忙しいパパのための子育てハッピー アドバイス	明橋 大二
その後のツレがうつになりまして	細川 貂々
ちんぷんかん	畠中 恵
ぬしさまへ	畠中 恵
しゃばけ	畠中 恵
14ひきのもちつき	いわむらかずお
アンパンマン大図鑑	やなせたかし
引退犬 命の物語	沢田 俊子

今月の一冊

これだけは子どもに教えた!

大切なマナーのすべて

マナー教育サポート協会著

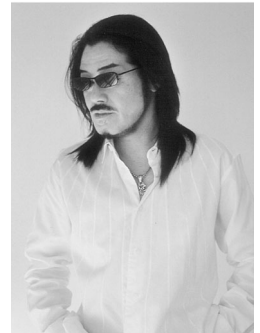
子どものうちから身に付けさせたい基本的なマナーについて、家の中、食事をする時、学校生活、電話をかける時など、テーマ別にわかりやすく紹介。子どもと共に思いやりの気持ちを育みながら、正しいマナーを伝えていこう。



ホールイベント

因幡晃アコースティックコンサート2008

- ◇と き 3月23日(日)
- ◇開 場 午後2時30分
- ◇開 演 午後3時
- ◇入場料 1階3,000円/2階2,000円
- ◇主 催 長生村/長生村教育委員会
- ◇問い合わせ 文化会館 ☎ 32-5100



因幡晃さん

人間ばん馬チャリティコンサート

敏いとうとハッピー&ブルーのコンサート

- ◇と き 3月30日(日)
- ◇開 場 午後1時30分
- ◇開 演 午後2時
- ◇入場料 1階4,000円/2階2,000円
- ◇主 催 長生村人間ばん馬実行委員会
- ◇チケット販売日 2月1日(金)
- ◇問い合わせ 文化会館 ☎ 32-5100

第29回長生むら演芸まつり

各自治会の代表者による演芸発表を開催します。

- ◇と き 2月11日(月) 建国記念の日
- ◇開 場 午前8時30分
- ◇開 演 午前9時
- ◇入場料 無料
- ◇主 催 長生村
- ◇問い合わせ 文化会館 ☎ 32-5100



昨年の演芸まつりより

おはなし会を開催します

図書室と読み聞かせボランティア「くりくりブック」による親子で楽しめるおはなし会を行います。みんなで楽しいお話やエプロンシアターを楽しんでみませんか。

- ◇と き 2月16日(土) 午後1時30分
- ◇ところ 文化会館 和室
- ◇対 象 どなたでもおいでください、ただし内容は幼児から小学校低学年向けです
- ◇定 員 40人(先着順)
- ◇申し込み 当日10分前より和室で受付、事前の申し込みは必要ありません
- ◇問い合わせ 文化会館 ☎ 32-5100

ご利用ください村のホームページ

◇問い合わせ 総務課 広報広聴係 ☎ 32-2111

<http://www.vill.chosei.chiba.jp/>

2月の主な行事予定

日	曜	事業名	時間	場所
11	月	長生むら演芸まつり	9:00	文化会館
17	日	長生村親子綱引き大会	8:30	村体育館

●役場日曜窓口開設日 2月24日 日曜窓口は基本的に第4日曜日の午前8時30分～午後5時。住民票の写しの発行や村税納付などの業務を役場庁舎にて実施しています。

◇問い合わせ 住民課 ☎ 32-2115
税務課 ☎ 32-2113

今月は

固定資産税
国民健康保険税
介護保険料

の納付月です

2月の公共施設休館日

◇村体育館・武道館・弓道場・藪塚球技場

4(月)・18日(月)(第1・3月曜日)

◇文化会館・中央公民館

4日(月)・12日(火)・13日(水)

18日(月)・25日(月)

日曜祭日当番医

診療時間

午前9時～午後5時

月・日	一宮地区	茂原地区内科系	茂原地区外科系
2・3	長島医院 42-8800	渡辺医院 27-7733	長生病院 34-2121
2・10	陸沢診療所 44-2236	鷗沢外科内科クリニック 34-2496	鎗田整形外科医院 24-8686
2・11	岡田眼科医院 42-3529	にしざわ内科 20-3777	本納整形外科内科 34-5091
2・17	いちのみやクリニック 42-1616	大曽根マタニティクリニック 22-2561	穴倉病院 24-2171
2・24	秋場医院 42-3323	金坂医院 22-4885	菅原病院 25-1171

※日曜祭日当番医は変更となる場合があります。
消防本部通信指令課 ☎ 24-0119へお問い合わせください。

夜間急病診療所

☎ 24-1010 茂原消防署のうら

診療科目 内科・小児科 診療時間 午後8時～午後11時

夜間急病診療テレフォン案内の時間

☎ 24-1011 午後7時～翌午前6時まで

2月のゴミ収集日

1コース(八積地区)	2コース(高根地区)	3コース(一松地区)
燃えないゴミ 6日	資源ゴミ 6日	粗大ゴミ 6日
粗大ゴミ 20日	燃えないゴミ 13日	資源ゴミ 13日
資源ゴミ 27日	粗大ゴミ 27日	燃えないゴミ 20日

※燃えるゴミの収集日は、全コース火、木、土曜日です。
前日や夜間に出さないで収集日の午前8時30分までに出してください。
「19年度版ゴミと資源の分け方・出し方」ごみのカレンダーは役場下水環境課、文化会館、中央公民館、保健センターにあります。

各種相談

村長相談室、人権相談、行政相談、心配ごと相談は原則として予約制です。

相談内容	とき	ところ
◎村長相談室	2月13日(水) 午後1時～午後5時	村長室 ☎ 32-2111
◎心配ごと相談	毎週月曜日 午前10時～午後3時(祝日の場合は翌日)	総合福祉センター ☎ 32-3391
◎人権相談	2月12日(火) 午前10時～午後3時	総合福祉センター ☎ 32-2115
◎結婚相談	2月17日(日) 午前11時～午後3時	コミュニティセンター ☎ 32-3134
◎住民法律相談	2月18日(月) 午後1時～午後4時(要予約)	総合福祉センター ☎ 32-2111
◎法律相談	2月15日(金) 午後1時～午後4時(要予約)	東上総県民センター ☎ 25-7830
◎行政相談	2月12日(火) 午前10時～午後3時	総合福祉センター ☎ 32-2111
◎人権相談	毎週月曜日午前9時～午後4時	千葉地方法務局茂原支局 ☎ 24-2188
◎子育て相談	2月22日(金) 27日(水) 午前9時～正午、午後1時～午後4時	一松保育所 ☎ 32-1106

※住民法律相談の予約は、当月分を毎月第1月曜日午前9時から役場総務課 ☎ 32-2111で、東上総県民センターでの法律相談の予約は、当月分を毎月第2金曜日午前9時から東上総県民センターにおいてそれぞれ電話で受け付けます。

平成20年2月1日発行 編集・発行：長生村役場総務課 〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷1-77 ☎ 0475-32-2111

この広報は再生紙を使用しています。